

---

2007年度 児童館・学童保育(放課後児童クラブ)

実態調査報告

回答用紙

---



〈別紙〉

## 2007年度 児童館・学童保育実態調査 回答用紙

### 1. 回答組織情報

県本部名	組合名

児童館・学童保育（児童クラブ）職場の組織化について （組織化されている場合、それらの組合員で支部や部会をつくっている場合には その名称を記載してください。）		
児童館職場の組織化	ある ・ ない	ある場合支部又は部会名
学童保育職場の組織化	ある ・ ない	ある場合支部又は部会名

### 2. 回答者情報

氏 名	組合での役職

### 3. 自治体情報

都道府県名		市区町村名	
当該自治体の人口	小学校数	中学校数	

### 4. 児童館についてお聞きします。

（当てはまるところに、○または必要事項をお書きください。）

#### 4-1. 児童館の設置の有無

1. あり    2. なし    3. 設置検討・準備中

※ありと答えられた方は、4-2～10問での質問にお答えください。

#### 4-2. 児童館条例・要綱はありますか。

1. あり    2. なし

#### 4-3. 所管はどこですか。

1. 福祉部局    2. 教育委員会    3. その他（                      ）

4-4. 学童（児童）クラブが併設されていますか。

1. あり      2. なし

4-5. 児童館の設置数についてお知らせください

児童館数 _____ 館	
内訳	
1. 児童センター（336.6㎡以上）	設置数 _____ 館
2. 小型児童館（217.6㎡以上）	設置数 _____ 館
3. その他（ミニ児童館など）	設置数 _____ 館

4-6. 児童館の運営形態（委託先含む）及び雇用形態

当てはまるところに、○又は必要事項をご記入ください。

※ 児童センター・小型児童館とその他（ミニ児童館など）でお答えください。

児童センター・小型児童館

運営形態	運営主体	設置数	指定管理者制度	
			指定方法	指定期間
公設公営		館		
公設民営 ( 館 )	・社会福祉協議会・事業団など	館	公募・非公募	年
	・社会福祉法人	館	公募・非公募	年
	・NPO	館	公募・非公募	年
	・企業	館	公募・非公募	年
	・その他	館	公募・非公募	年
民設民営 ( 館 )	・社会福祉協議会・事業団など	館		
	・社会福祉法人	館		
	・NPO	館		
	・企業	館		
	・その他	館		

雇用形態

雇用形態	人数	給与・賃金	勤務時間	社会保険	雇用保険	資格要件 (複数回答可)
正規職員	名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要
非正規職員	直接雇用 名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要
	間接雇用 名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要

その他（ミニ児童館・大型児童館など）

運営形態	運営主体	設置数	指定管理者制度	
			指定方法	指定期間
公設公営		館		
公設民営 ( 館)	・社会福祉協議会・事業団など	館	公募・非公募	年
	・社会福祉法人	館	公募・非公募	年
	・NPO	館	公募・非公募	年
	・企業	館	公募・非公募	年
	・その他	館	公募・非公募	年
民設民営 ( 館)	・社会福祉協議会・事業団など	館		
	・社会福祉法人	館		
	・NPO	館		
	・企業	館		
	・その他	館		

雇用形態

雇用形態	人数	給与・賃金	勤務時間	社会保険	雇用保険	資格要件 (複数回答可)
正規職員	名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要
非正規職員	直接雇用 名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要
	間接雇用 名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要

4-7. 午前中の事業はやっていますか。

1. ある 2. ない

4-8. 夜間の事業（中高生向け）はやっていますか。

1. ある 2. ない

4-9. 職員配置に関して定数はありますか。

1. ある 2. ない

4-10. 児童館職場で合理化の動きはありますか。

1. ある 2. ない

※あると答えた方にお聞きします

4-11. 人員削減の動きはありますか。

1. あり      2. なし

(具体的に

)

4-12. 給与削減の動きはありますか。

1. あり      2. なし

4-13. 指定管理者制度への動き（公設公営のみ）はありますか

1. あり      2. なし

4-14. 職員の配置・採用等についての問題点がありますか（複数回答可）。

1. 募集をしても人が集まらない。    2. よい人材が集まらない。  
3. 職員が定着しない（離職者が多い）。    4. 仕事量(内容)に対して配置数が不十分

(注)その他・児童福祉施設最低基準第38条2の一、三、五に該当する者

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者をおかなければならない。

2 児童の遊びを指導するものは、つぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの。

三 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等の資格を有すると認定したものであって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。

五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。））が適当と認めた者

イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

5. 学童保育（放課後児童クラブ）についてお聞きします。

（当てはまるところに、○または必要事項をご記入ください。）

5-1. 学童保育設置の有無

1. あり 2. なし

\* ありと答えられた方は、6-2～13までの質問にお答えください。

5-2. 学童保育の運営形態、実施場所、設置数

運営形態	設置場所	設置数	運営主体	設置数
1 公設公営 ヶ所	・学校の余裕教室			
	・児童館・児童センター			
	・学校敷地内専用施設			
	・民家・アパートなど			
	・保育所			
	・幼稚園			
	・その他（ ）			
2 公設民営 ヶ所	・学校の余裕教室		1 社会福祉協議会 ・事業団など	
	・児童館・児童センター		2 社会福祉法人	
	・学校敷地内専用施設		3 NPO	
	・民家・アパートなど		4 企業	
	・保育所		5 その他 ( )	
	・幼稚園			
	・その他（ ）			
3 民設民営 ヶ所	・学校の余裕教室		1 社会福祉協議 会・事業団など	
	・児童館・児童センター		2 社会福祉法人	
	・学校敷地内専用施設		3 NPO	
	・民家・アパートなど		4 企業	
	・保育所		5 その他 ( )	
	・幼稚園			
	・その他（ ）			

雇用形態

雇用形態	人数	給与・賃金	勤務時間	社会保険	雇用保険	資格要件 (複数回答可)
正規職員	名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	— h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要
非正規職員	直接雇用 名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	— h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要
	間接雇用 名	・月給 ( 円) ・日給 ( 円) ・時間給 ( 円)	— h /週	・あり ・なし	・あり ・なし	・保育士 ・教員免許 ・その他(注) ( ) ・不要

(注)その他・児童福祉施設最低基準第38条2の一、三、五に該当する者

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者をおかななければならない。

2 児童の遊びを指導するものは、つぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの。

三 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等の資格を有すると認定したものであって、2年以上児童福祉事業に従事したもの。

五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事(指定都市にあっては市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。))が適当と認めた者

イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

二 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

### 5-3. 学童保育に関する条例・要綱の有無

1. あり      2. なし

### 5-4. 所管はどこですか。

1. 福祉部関係      2. 教育委員会      3. その他(      )

### 5-5. 対象学年

1. 1~3年生      2. 4年生以上も受入れ

### 5-6. 入所定員

40人以下 \_\_\_\_\_ 箇所      41人以上70人以下 \_\_\_\_\_ 箇所      71人以上 \_\_\_\_\_ 箇所

### 5-7. 障がい児保育の有無

1. ある      2. ない

※ あると答えた方にお聞きします。

①施設あたりの受け入れ定員      【 ある(      人)・      ない 】

②受け入れに関する要綱・要領      【 ある ・      ない      】

③研修の実施      【      ある      ・      ない      】

### 5-8. 保護者からの費用徴収

1. ある      2. ない

※ あると答えた方にお聞きします。

(1) 徴収名目は

1. おやつ代      2. 保育料      3. その他(      )

(2) 金額

	あてはまるところに○
1. 無料	
2. 3,000円以内	
3. 3,001円~5,000円	
4. 5,001円~10,000円未満	
5. 10,000円以上	



5-9. 学童保育での一時保育

1. あり 2. なし

5-10. 合理化への動きはありますか

1. あり 2. なし

※ありと答えた方へお聞きします。

5-11. 人員削減の動きはありますか。

1. あり 2. なし

(具体的に )

5-12. 給与削減の動きはありますか。

1. あり 2. なし

(具体的に )

5-13. 指定管理者制度への動き(公設公営のみ)はありますか

1. あり 2. なし

5-14. 職員の配置・採用等についての問題点はありますか(複数回答可)。

2. 募集をしても人が集まらない。 2. よい人材が集まらない。  
3. 職員が定着しない(離職者が多い)。 4. 仕事量(内容)に対して配置数が不十分

6. 放課後子ども教室についてお聞きします。

(当てはまるところに、○または必要事項をご記入ください。)

6-1. 放課後子ども教室は実施されていますか。

1. あり( 箇所) 2. なし 3. 設置検討・準備中

※ あると答えた方にお聞きします。

6-2. 所管はどこですか。

1. 福祉部関係( 課) 2. 教育委員会( 課) 3. その他( 課)

6-3. 放課後子ども教室と他の事業との連携はありますか。

1. 放課後児童クラブと連携 2. 児童館と連携 3. 不明

※ご協力ありがとうございました。

## 編集後記

今回の2007年度児童館学童保育（放課後児童クラブ）実態調査では、一般行政職給与表を持つ雇用職員を除いた「学童保育で働く職員の雇用実態」「児童館で働く職員の雇用実態」について賃金を中心に分析しました。学童保育と児童館で、各分野の分析方法が異なるのは、それぞれに置かれた現状の違いがあるからです。

学童保育については、回答736単組の内、学童保育「あり」と答えた単組は625です。この中で、若干の賃金未記入単組を除き、時給制の職員を雇用していると回答した単組254（複数回答の単組があり基礎数を282とした）を抽出して賃金単価を調べると、900円以下が8割を超えていました。また、時給制の職員だけで運営されている学童保育がある単組は254単組中206と8割を超えていました。問題点についても、月給制のなかでは、「募集しても人が集まらない」が5割近くありました。

児童館については、回答736単組の内、児童館「あり」と答えた単組は443です。この中で、公設公営300単組の内、一般行政職給与表以外の月給制職員を抽出したところ、非正規雇用が123単組ありました。公設民営124単組を調べると、月給制正規職員は14単組、非正規職員はわずか7単組でした。

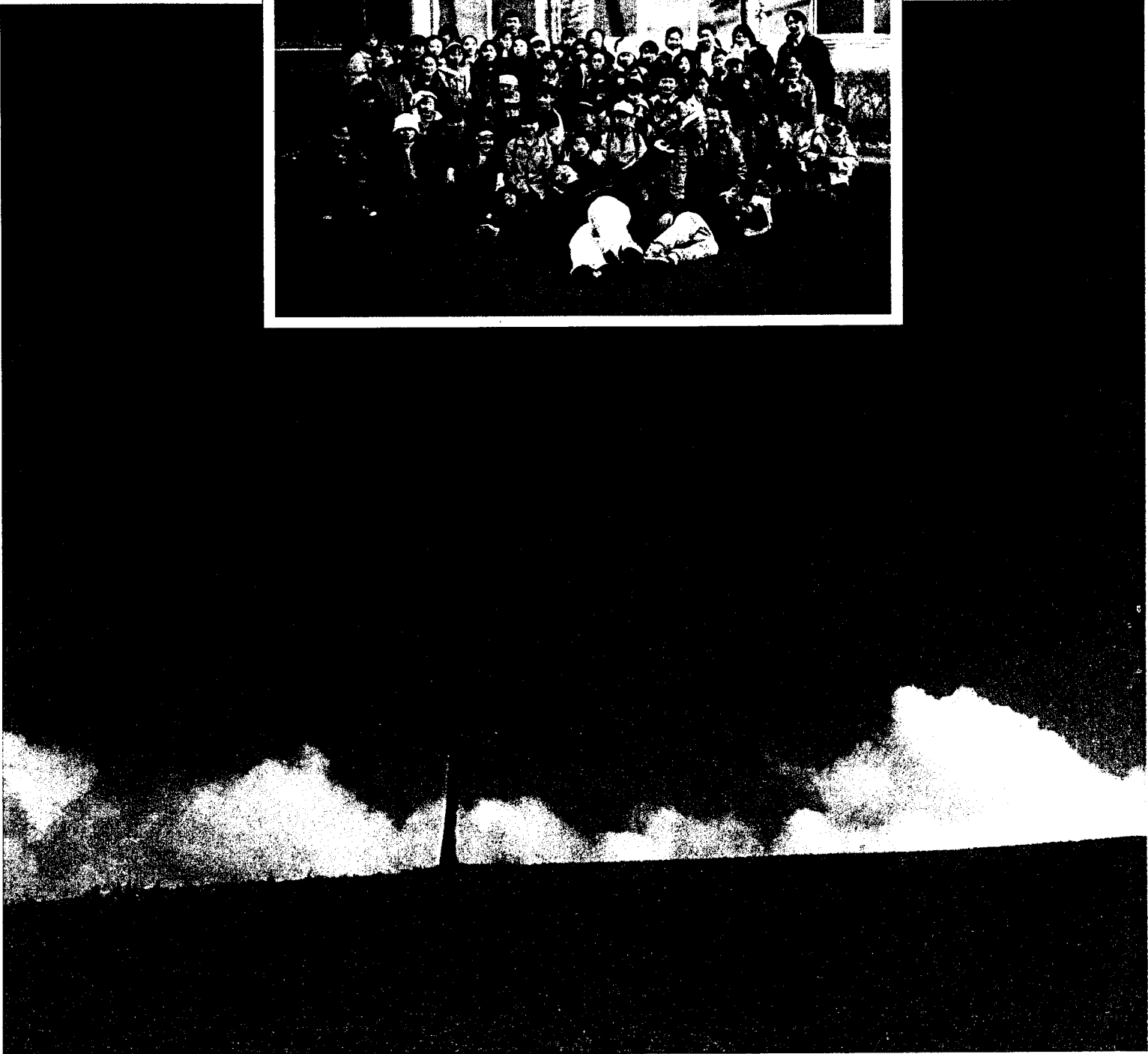
また、時給制職員の時間単価については、公設公営・公設民営合わせて51単組を抽出しましたが、学童保育と同じ900円以下が8割近くになりました。

今回の分析につきましては、保育部会幹事のなかで児童館・学童保育担当者3名が、何度も集まり手作業で抽出・分析を行ってきました。雇用実態データの抽出方法、分析については、まだまだ満足したものではありません。

そして、課題が山積している学童保育・児童館の今後の運動に、自治労本部はもちろんのこと、現場の皆さんにさらに分析をしていただきながら、少しでも活用していただくと幸いです。

最後に、お忙しい中、多くの組合員のご協力をしていただき、ありがとうございました。また、データの処理・分析については、手作業のため、不備がありましたらこの書面をもってお詫びいたします。

付属のCDは市町村別（736件）のアンケート集計結果、資料です。ご閲覧・ご参照下さい。  
資料はテキスト抽出もできますので、Excelデータと合わせてご活用下さい。



## 問題点 2

放課後児童クラブは  
学齢期の子どもたちの  
安心・安全な生活の場！  
子どもたちの環境改善を早急に…

▶放課後児童クラブは、児童福祉法の中で、主に小学校低学年1～3年生を対象に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）として位置づけられています。

学校が終わった放課後だけではなく、土曜日、夏・冬・春休み、学校の振替休日など、一年を通すと長い時間、家庭に代わる子どもたちの大切な生活の場となっています。

そして、ここでは、お腹がすいたらおやつや昼食を食べる、休みたくなったらゴロンと横になる、体を動かして遊ぶなど、この年齢の子どもが子どもとして、当たり前前に生活できる環境を整える必要があります。

しかし、放課後児童クラブには施設基準がありません。

子どもたちのために、良好な環境の確保が必要です。



学童期の子どもたちと働く指導員のために

# 放課後児童クラブの 労働環境の改善を



2008 公共サービスアワード  
じちる5  
福祉人材確保  
キャンペーン



10年以上  
この児童クラブで  
働いています。  
だけど、今も  
時給800円…。  
辛いです。



この仕事を、  
ずっと続けていきたい。  
だけと…  
この労働環境では



学童期の子どもたちの家庭に代わる安心・安全な生活の場、環境の改善を！  
それを支える指導員の賃金・雇用形態の充実など労働環境の改善を！

## 問題点 1

子どもたちを支える指導員は、  
「募集しても人が集まらない」！  
指導員の賃金・雇用の充実など  
労働環境の改善を

▶放課後児童クラブは、子どもたちの環境改善と同時に、子どもたちを支える指導員のあり様が大きな課題になっています。

長年働いても時給800円の指導員など、低賃金・不安定雇用の状況では指導員が「募集をかけても人が集まらない」という状況になってしまいます。

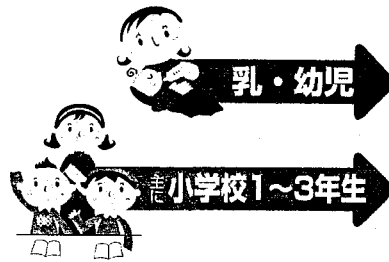
また、休憩室や更衣室などが未整備なクラブも多く、賃金含めて、早急な環境改善が必要です。

国は、2008年度予算で放課後児童クラブを20,000か所とする整備目標を立てました。2007年度までの実施状況は、16,685か所です。

放課後クラブガイドラインより抜粋  
(2007年10月19日厚生労働省より通達)

### 6. 放課後児童指導員の役割

- ①子どもの人権の尊重と子ども個人差への配慮
- ②体罰など、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持



乳・幼児

小学校1~3年生

保護者の状況

- \*仕事 \*療養
- \*介護など
- \*昼間家庭保育ができない

保育所



国が建物や職員数などの基準を決めている

市区町村で **格差がない**

放課後児童クラブ



国は建物や職員数の基準を決めていない

市区町村で **格差がある**

2007年度

児童館・学童保育(放課後児童クラブ)実態調査報告より(抜粋)

# 放課後児童クラブ職員の雇用実態



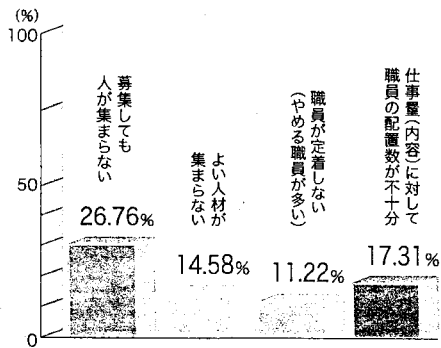
※回答数736市区町村で、その内、放課後児童クラブ(以下クラブ)が「あり」と答えた市区町村は624か所でした。

全日本自治団体労働組合 社会福祉評議会/東京都千代田区6番町1

## I 職員の募集をしても人が集まらない

[問題点] (市区町村単位)

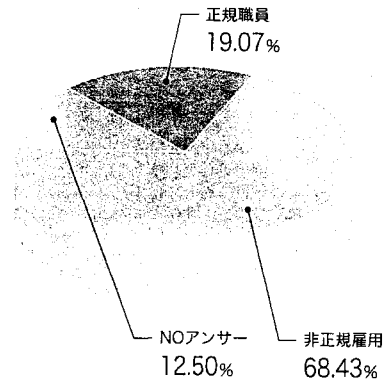
募集しても人が集まらない	167
よい人材が集まらない	91
職員が定着しない	70
仕事量に対して配置数が不十分	108
NOアンサー	188
合計	624



## II 非正規職員が支えている

[雇用形態] (市区町村単位)

正規職員	119
非正規雇用	427
NOアンサー	78
合計	624

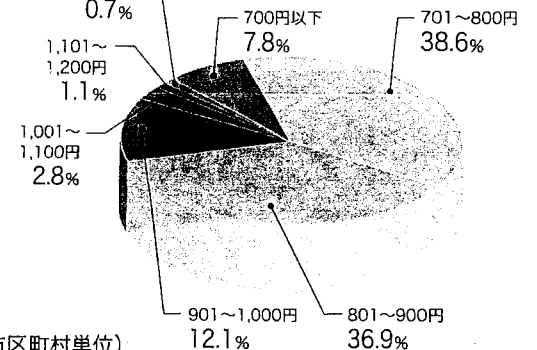


## III 時給900円以下の職員が8割以上いました

[時間給全国集計] (市区町村単位)

700円以下	22
701~800円	109
801~900円	104
901~1000円	34
1,001~1,100円	8
1,101~1,200円	3
1,201円以上	2
合計	282

[時間給の内訳]



[時給制と労働時間の比較] (市区町村単位)

	20時間以下	21~30時間	31~40時間	41時間以上	無回答
700円以下	10	7	1	0	4
701円~800円	44	28	17	2	18
801円~900円	39	30	19	2	14
901円~1,000円	8	15	5	0	6
1,001円~	6	5	1	0	1
合計	107	85	43	4	43

※時給職員を採用している市区町村は282か所でした

学童期の子どもたちの家庭に代わる安心・安全な生活の場、環境の改善を！  
それを支える指導員の賃金・雇用形態の充実など労働環境の改善を！